

福島県環境影響評価審査会議録

1 日 時 平成18年10月10日（火）午後2時から3時40分

2 場 所 福島県自治会館 3階 303会議室

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会委員 6名
- ・福島県（事務局） 5名
- ・傍聴者 8名

4 議 事

(1) 都築鋼産(株)産業廃棄物最終処分場規模変更に伴う環境影響評価準備書について
資料1～4に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

(議長) 事務局説明に対し意見をお願いしたい。

水質について意見が多いようである。しかし、安定型処分場に浄化装置を設置するというのはどうであろうか。それでは管理型処分場になってしまう。

浄化装置を設置するというよりは、廃棄物の選別を厳しくして安定型にあうようにするのが本来なのではないか。あるいは、安定型処分場としたことに問題があったのかもしれない。処分場の増設、すなわち初めに小さく作ってその後大きくするということが、いくつかの施設で行われているが、小出しにしないで、最初からきちんとやっていただくようにする必要があるのかもしれない。

(委員) 安定型処分場で、実際に浸出水処理施設を設置するという例は本当にあることなのか。

(事務局) 全国的なレベルや県内のレベルを調べようとしてもあまりデータがなく、基本的には安定型処分場の浸出水を集めて放流するということはあまりない。浸出水を処理するということは通常はシステムの考えていない。

今回の処分場は洪水調整池を設けており、そこに浸出水が入っているので、ある意味では対策はとりやすい。

(委員) 管理型処分場は、遮水シートと組になって非常に効果がある。ホウ素は処理の仕方は難しいが、ある程度処理することで水質対策の効果があるのではないかと。

(事務局) 安定型なので、本来有害物質というのが検出されず、今回も特に有害物質を入れているわけではない。ただ、健康項目の中にホウ素が追加になったのが、平成13年の水質汚濁防止法の改正の時であり、最近のことであるというのが事情としてある。

(委員) 仮に排水処理施設を作ると特例的になってしまうと思うので、それで解消されるのなら作ってもらうのは一つの選択だと思うが、陶磁器くず、ガラスくずなどがホウ素源となるということが研究で分かっているので、そういうものはなるべく管理型に持って行ってもらえばいいのではないかと考えた。

一般的には、安定型で処理できるものならば、安定型に入れるというのが正しいという状況なのか。

(事務局) 排出事業者の考え方になってしまう。近くに安定型があるかとか、廃棄物の分

別ができていないか等いろいろな要素があると思うが一概には言えない。管理型にも安定型の品目も含め、色々な廃棄物が入っている。そういう意味では、それぞれ排出事業者の考え方で選択されているのではと思う。感覚的な話で、現実にはそのようになっているかは言えないが。

(委員) 現実では、ガラスくず等が安定型で扱えるとなっているので、その辺から考えてもらう必要があるのかもしれない。

(議長) ホウ素の原因としては、ガラスくずなどの廃棄物ではなく、地質もあるのではないかと推定もあるようだが。

(委員) そういった可能性もあるかもしれないが、難しいところではないか。

(事務局) 原因がまだはっきりしない部分もあると思う。他の処分場の例でも地質の原因という話もあるが、この処分場については、きちんとした形で原因究明されていない。原因究明については、知事意見として反映させている。

(議長) 河川の水質をC類型で評価しているのが不適切ではないかという意見も出ているが知事意見の中には入れているのか。

(事務局) 3 - (6) の環境影響が最大になる条件ということで、読み込んでいる。

(議長) 藤原川がC類型で、処分場の排水が放流される釜戸川が藤原川に流入するからC類型というのは納得できないという意見もある。通常、上流はAとかB類型となっている。さらに上水道として使われるシステムもあるようである。C類型をB類型にするとBODなどの基準も厳しくなるが。

(事務局) BODについては、C類型では5.0mg/Lであるが、B類型となると3.0mg/Lとなり、かなり厳しいものとなる。

(議長) 中村委員から、圧密で形が変わり、流土などが起こることが心配だという意見だと思うが、それに対して、事業者側からは地耐力だけの見解を示されているが。

(委員) この見解では答えになっていないと思う。これだけの処分場容量で、長い間には、隙間を埋めるように緻密になってくるはずである。それで、内部の状況が変わると思う。圧密されるが、地盤は堅いので沈下はしない。支えている地盤そのものは堅いので沈下することはない。地盤沈下と言っているわけではない。ただ、上に載った物だけが中で圧密され、それによって法面がひずむのではないかとということに心配して意見として出している。どうも理解されていない。

(議長) ちょっと理解が行き違っている。同じようなことで、侵食の問題もある。事業者の見解では、表面流出については検討されていない。

(委員) どんなところでも、植物がない場合は砂が流れるわけだから、覆土に降った雨は浸透するから表面が削れることはない事業者の見解を示しているわけだが、階段状の部分は崩れるのではないかと思う。

実際に自然に影響を与えることはないとしても、そういうことが起こるといことを理解してほしい。

(議長) 地下に浸透しないで表面を流れていくものが侵食していく。

(事務局) 今の内容についても、意見を確認しながら、評価書の中に反映できることは反映させていきたい。

また、条例改正をして、評価書に対する意見を言えるので、評価書が提出された段階で、さらに意見を言っていたらと思う。

(議長) それでは、先ほど示していただいた事務局案を審査会の意見としてよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(議長) それでは、ただ今の議論の内容を踏まえて、環境影響評価準備書に対する知事意見を取りまとめられるよう事務局にお願いします。

(2) 福島県環境影響評価技術指針の一部改正について

資料に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

(議長) 事務局説明に対し意見をお願いしたい。

細かい点はあると思うが、全体的にはどうか。

特に意見がなければ諮問の内容は適当であるとして審査会の答申としてよいか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、諮問の内容は適当であるとして審査会の答申とする。

なお、本日欠席している委員から出された意見については、答申に反映させることとする。

答申文案につきましては、会長に一任いただくことでよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(議長) その他あるか。

(各委員、事務局) なし。

(議長) それでは以上で本日の議事を終了する。

以上。